

市長への手紙」HP掲載データ（令和3年11月分）

見出し	0311-02 個人のごみ処理の仕方について
ご意見	紙おむつなど庭の中に置いたドラム缶で焼却している
回答	野外焼却は例外として認められものもありますが、廃棄物の野外焼却は法律及び県条例により禁止されており、今回ご指摘のありましたものにつきましては、例外に該当しないものと考えられますので、直ちに指導等の対象となります。発見した場合は生活環境課までご連絡ください。
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003